

令和3年5月10日

会員各位

公益社団法人 宮城県トラック協会
会長 庄子 清一
(公印省略)

宮城県トラック協会 運転者適性診断助成について
～助成利用限度人数超過への対応～

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の業務運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年5月7日開催の当協会の理事会において、下記のとおり運転者適性診断助成の助成利用限度人数超過についての対応が改正されました。

つきましては、以下を十分ご理解の上、助成制度を有効活用していただくよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 現行の運転者適性診断助成制度

自動車事故対策機構(ナスバ)仙台主管支所で受診した適性診断については、1事業者あたり、宮ト協に届出している車両台数を上限に、受診手数料全額を助成している。

2. 従来の超過した際の対応

宮ト協より当該事業者に対し、助成利用限度人数の超過通知および注意喚起のみ行っていた。

3. 今後の超過した際の対応

- ① 助成利用限度人数を超過した場合は、宮ト協より当該事業者に対し、今年度の助成利用が終了したことをFAXで通知する。
- ② 次年度の助成利用限度人数は、届出している車両台数から今年度超過人数分を差し引いた人数とする。 (例：届出10台→令和3年度に3名超過→令和4年度は助成枠7名)
- ③ 後日、上記の件を文書にて通知する。
- ④ 実施開始は、令和3年4月受診分からとする。

以上

総務部	助成金担当
TEL 022-238-2721	
(音声案内→1番)	
FAX 022-238-4336	

